

至リタルカ状況左記ノ通

記

客月二十八日管下京橋區塩所八番地東京船回滿業組合  
 幹事長馬場伊勢助方ニ於テ今人他ニ名調停者トシテ立  
 會ニ事業主三田吉次組合側代表加藤清勝外ニ名會見ノ  
 上交渉ヲ開始シ事業主側ハ解雇ノ理由ハ船員ノ不正事  
 實ニ依ル懲戒的解雇ナリト稱シ勞働者側ハ營業不振ニ  
 由ルモノナリトシテ論議盡クル處ナカリシ爲メ調停者  
 シル馬場ハ渡リニ本問題ヲ自紙トシテ解決スル場合組  
 合側ハ解雇手當何程ヲ要スルヤヲ糾シタルニ組合側  
 一八月中ノ給料全額(六十圓)

○解雇手當二日分(百二十圓)  
 ヲ要求スルトトテ言明セルニヨリ

一先ツ會見ヲ打切り  
 馬場ハ東京船回滿業組合ノ幹事會ニ諮リタルニ同會ハ  
 解雇船員カ自之ノ不正事實ヲ認識スルニ不拘陳謝セザ  
 ルハ不合理トテ會見更ニ陳謝セシムヘシトナシ若シ陳謝シ  
 タル場合ハ五十圓ノ解雇手當ヲ支給スヘシトノ意見ニ  
 一致セリ

依ツテ馬場ハ客月三十日組合代表ニ對シ事業主ハ原支  
 手當ヲ支給セサルニ東京船回滿業組合ヨリ金五十圓  
 ヲ贈ルハ十旨加藤組合長ニ通知シ翌本月一日(客月)  
 八日所々馬場田清者出張所ニテ馬場加藤ノ兩名會見交渉  
 結果左記條條トシテ解決スルニ至リ